

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第2回 2025年1月



## 財政部の政府調達分野の国産品標準及び実施政策に係る意見募集

### 概要：

- 2024年12月5日、財政部は「政府調達分野の国産品標準及び実施政策に係る事項に関する通知（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」）を公布し、意見公募を行った。「中華人民共和国政府調達法」における自国の貨物、工程及びサービスの定義はまだ明確にされていない。今回公布された意見募集稿では、国産品の具体的な判定基準を明確にすることで、実務の需要に対応するとともに、20%の価格評価優遇を通じて国産品に対する支援を示し、中国製造業の競争力強化を図る。

### 注目要点

- 意見募集稿で策定された国産品標準
  - 第一に、製品は中国国内で生産され、即ち、中国国内で原材料や部品から製品までの属性の変更が行われたものである（OEMや簡易包装を除く）。
  - 第二に、製品の中国国内で生産された部品の原価が定められた比率要件を満たすこと。具体的な比率は製品に応じて決定され、かつ動的に調整される。
  - 第三に、前述の要件を満たした上で、特定製品に関しては、重要な部品が中国国内で生産され、重要な工程が中国国内で完了することも求められる。

（上述の第2項及び第3項の具体的な基準は今後3-5年以内に策定される予定である）

- 国産品標準の適用対象範囲
  - 現時点で国産品の政府調達の対象は貨物であり、主に工業製品となり、農産物・林産物・畜産物・副産物・水産物、鉱産物、食品・飲料及び無形資産などは含まれない。
- 国産品に対する政府の調達支援策
  - 国産品と外国製品が競合する政府調達において、国産品は見積価格に対して20%の控除を行い、控除後の価格で評価する。
  - 調達プロジェクト又は調達パッケージに複数の製品が含まれ、サプライヤーが提供する国産品標準を満たす製品の原価の合計が、当該サプライヤーが提供する製品全体の原価の80%以上を占める場合、当該サプライヤーが提供する製品全体の価格に対して20%の控除を行い、控除後の価格で評価する。

## KPMGの所見

意見募集稿の公布は、政府調達監督管理部門が中国政府調達分野の原産地規則の新たな管理枠組みを構築していることを反映しており、財政資金を利用して中国の産業発展を優先的に支援する政策目標に該当する。また、政府調達行為の規範化につながり、中国企業と外資系企業が政府調達活動に平等に参加できることをさらに保証し、公正かつ競争的な市場環境を維持する。

今回公布された意見募集稿について、KPMGは以下の内容をさらに明確にする必要があると考えている。

- まず、「国産品」の定義について、現時点では主に国際的に認められている原産地規則、かつ国務院が公布・施行した「中華人民共和国輸出入貨物原産地条例」の第2条における、「本条例は、（中略）政府調達、貿易統計などの活動における輸出入貨物の原産地の判定にも適用される」を適用している。このため、今回の政府調達の国産品標準には、同条例の輸入貨物の原産地判定に関する一部の概念、判定方法及びその根拠などをある程度参考にするよう提案する。具体的には下記のとおりである。
  - 「属性の変更」について、「実質的な変更」のような用語を直接用いて、関連する概念を統一する。
  - 「属性の変更」の現時点の定義はかなり主観的であり、実務においてその解釈に齟齬が生じやすいため、原産地規則を参考にして、補助的に管理するために税則分類の変更（4桁又は6桁のHSコードの変更）を導入し、紛争を減らすために中国が締結したFTA原産地規則における軽微な加工（分類、選別、研磨、切断、希釈など）を参考にして「属性の変更」の除外リストを明記する。
  - 中国税関又は中国国際貿易促進委員会が発行した「原産地証明書」を国産品の裏付け書類の1つとすることで、企業により柔軟な判定根拠や立証方法をもたらす。

- 次に、税関特殊監督管理区域で行われる取引及び特殊な貿易方法が基準に該当するかを明確にする。
  - 「中国国内」の概念を定義し、特に税関特殊監督管理区域での生産が中国国内での生産として認定されるかを確認する。現在、中国には総合保税區など税関特殊監督管理区域（税関監督管理上は中国国外とみなす）が多くあり、かつ、特殊区域で生産、組立、加工などの業務に従事、又はそれを検討している企業が多く存在する。税関監督管理上の中国国内という概念に基づいて厳密に「中国国内」を定義すると、上述の特殊区域で行われる生産は国産品標準に該当しなくなり、国産化に対する支援にとっては不利であり、かつ総合保税區などの税関特殊監督管理区域の発展を推奨する中国の現行のマクロ政策と矛盾することとなる。
  - 中国国内で生産され、国産品標準に該当する製品が税関監督管理上の中国国外（税関特殊監督管理区域、香港・マカオ・台湾などの地域、その他の国・地域）に輸出された後、加工が行われずに再輸入される場合、「中国国内で生産された製品」として認定されるか否かについては不確実性がある。このため、「国産品標準に該当することに関する説明書」に加えて、原産地証明書、更なる加工が行われていないことを裏付ける証明書など追加の証明書を提出する必要があるかを明確にされるよう提案する。
- 加えて、判定基準において同時に満たす必要がある第2項及び第3項（即ち部品比率及び重要な部品、重要な工程）について、今後3-5年以内に定められる予定であるものの、関連する計算は企業の具体的な業務や応用に直接関係するため、今後の細則において明確にされるよう提案する。
  - 製品の原価計算における中国会計準則の適用性を強調する。
  - 製品化できない間接材料（触媒、燃料、エネルギー、工具・金型など）の原価は、製品の中国国内で生産される部品の原価に該当することを明確にする。
  - 製品の原価計算の概念を明確にする。企業の工業製品の原価計算は、通常標準原価計算を適用するため、実際の原価と大幅に異なる可能性がある。
  - 部品の原価計算式では、価格設定が非常に重要であるものの、関連者間取引の場合、価格の合理性に関する紛争が生じる可能性があり、それを回避するための関連条項を設定する必要がある。
  - 二次部品の判定についても、「中国国内で生産されたもの」だけでなく、「国産品標準」の適用の必要性も明確にする。

## KPMGのご提案

近年、政府調達において国産品を購入する傾向が高まっており、一部の省やプロジェクトは設備調達において輸入製品に対する調達制限を設けたため、外資系企業の注目を集めている。国産品に関して具体的な判断基準を制定することは、国内企業と外資系企業双方の要請に対応するものでもある。

標準の導入は、企業が政府調達の要件を満たすために現地生産の比率を向上させることにつながる。輸入に依存する国内企業にとっては、政策上の恩恵を享受するために、サプライチェーンの配置を分析及び最

適化し、重要な部品及び重要な工程の生産を適時に国内に移行されるよう提案する。また、外資系企業の場合、中国への輸出の市場環境はより複雑になる可能性があり、政府調達の新たなルールに適応するために、グローバル化戦略を適時に調整する必要がある（例えば、中国国内に加工センター又は生産拠点を設立する）。

今回の国産品標準及び支援策の明確化は、中国政府が調達分野における重要なマイルストーンである。企業は、関連政策の動向に今後も注目し、対応策を積極的に策定し、新政策がもたらすチャンスを掴み、潜在的なコンプライアンスリスクを評価し、サプライチェーンの活発性及び強靱性を高めるよう提案する。

# お問合せ先

## 華北地域

### Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

## 華中・華東地域

### Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

### Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

### Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

### Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

## 華南地域

### Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

### Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198

[kpmg.com/cn/socialmedia](https://kpmg.com/cn/socialmedia)



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2025 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.